

見附市教育委員会告示 12 号

見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 5 月 26 日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱（平成 23 年見附市教育委員会告示第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項を次のように改める。

（給付金の交付申請等）

第 8 条 前条第 1 項の規定により対象講座の指定を受けた者は、当該対象講座が修了した日から起算して 30 日以内に見附市自立支援教育訓練給付金実績報告書兼給付金交付申請書（別記第 4 号様式）により、教育長に受講の実績を報告し、給付金の交付を申請しなければならない。なお、特定一般教育訓練給付金または専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、特定一般教育訓練給付金または専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して 30 日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りでない。

第 9 条第 2 項前段中「就職等した日から」の次に「起算して」を加える。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の規定は、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。